

令和 7 年度

# 予算編成方針

厚木市

## 1 我が国の経済状況

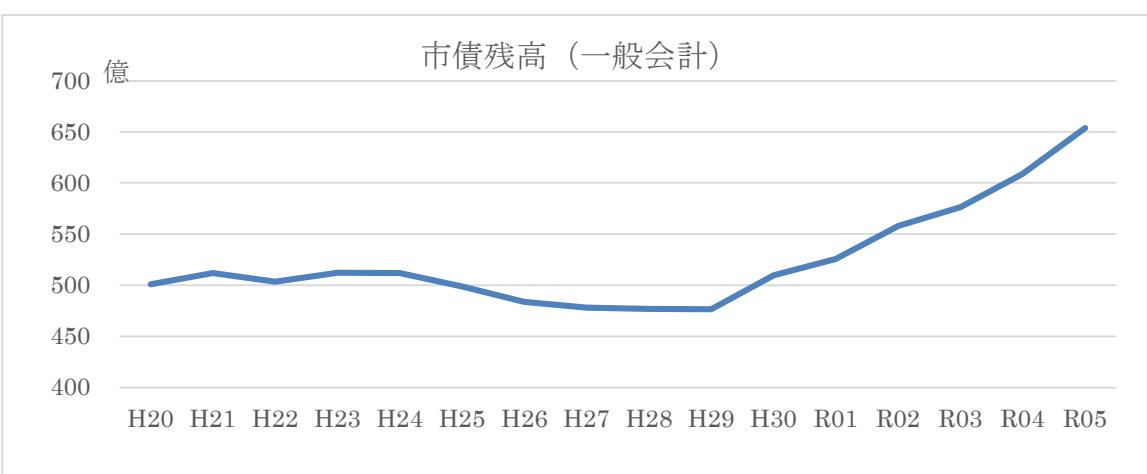
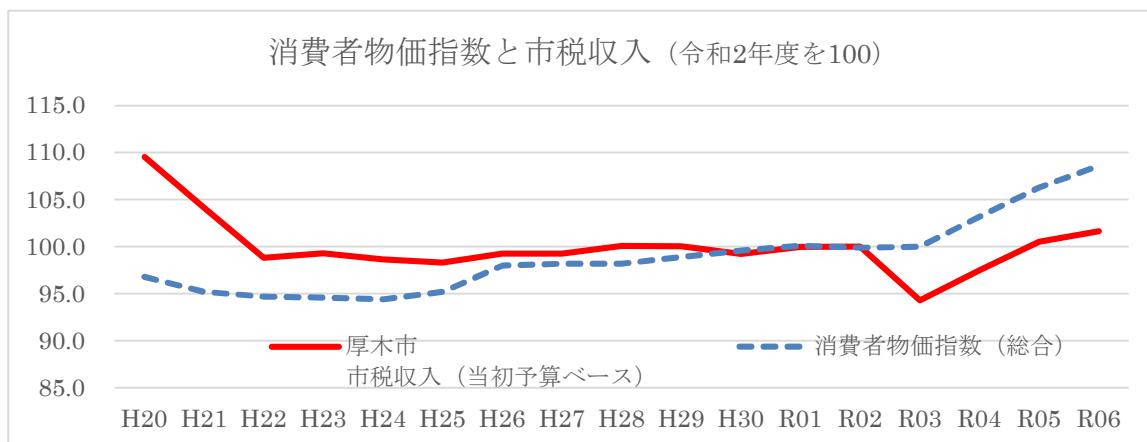
我が国の経済状況は、令和6年度内閣府年央試算（令和6年7月）において、「このところ足踏みもみられるが、緩やかな回復が続いている。今後についても、33年ぶりとなる高水準の賃上げや好調な企業収益、また、定額減税を始めとする各種政策効果に支えられ、円安等に伴う輸入物価の上昇の影響等には注意する必要があるものの、民間需要主導の緩やかな回復が続くと見込まれる。」との見解が示されている。

## 2 令和7年度の厚木市財政の見通し

歳出については、文化会館リニューアル事業や厚木北公民館整備事業などの令和6年度終了事業もある一方、複合施設建設事業や小学校整備事業など更なる大型事業が本格化するほか、物価高騰の影響による維持管理事業などの増加や扶助費についても毎年約5%の増加が今後も続くとみられ、民間企業の賃上げの影響による人件費の増加など、特に経常的な経費の増加が見込まれることから、過去最大となった令和6年度当初予算に匹敵する規模となる見通しである。

一方で、歳入については、市内企業の業績が堅調に推移していることなどから、市税について增收を見込んでいるほか、譲与税、交付金等についても一定程度の增收を見込んでいるが、歳出の増加要因を吸収するには十分ではない。

また、近年、多くの普通建設事業に対応するため、市債への依存度は、非常に高くなっている。



### 3 予算編成の基本的な方針

予算編成においては、物価上昇率が税収等の増加率を上回る過去20年で経験したことのない物価高騰に直面しており、令和6年度までと同じ取組姿勢では、財源不足は避けられない。

のことから、各事務事業については、ゼロベースで見直し、優先順位を明確にし、効果的かつ効率的な予算編成を進めることが求められる。

また、複合施設建設や公共施設の更新といった大型事業への対応も必要であり、これらの財源として市債を活用する場合、将来世代への負担も非常に大きくなることについて十分に配慮し、持続可能な財政運営を確立することが不可欠である。

特に、令和7年度においては、短期的な視点にとらわれず、令和8年度を始期とする第11次総合計画を見据えた中期的な視点を持って予算編成に取り組むこととする。

#### (1) 新たな総合計画の策定に向けて

令和7年度は、第10次総合計画第2期実施計画の2年目となり、第11次総合計画への橋渡しの年となる。第2期実施計画では、「魅力あふれる厚木創造プロジェクト」を着実に推進するとともに、第11次総合計画策定方針を踏まえた新たなまちづくりに向け、施策横断的に取り組むこととする。

また、予算編成に当たっては、施策評価や市民実感度調査の結果を踏まえ、第2期実施計画に位置付ける事業の進捗状況及び成果等を十分に検証し、他部等との連携を図り、より効果的な事業手法を検討し、各事業を推進する必要がある。

のことから、次に掲げる「魅力あふれる厚木創造プロジェクト」の推進に効果的な施策や第11次総合計画を見据えた取組について、優先的に予算措置することとする。

## 魅力あふれる厚木創造プロジェクト

- 1 都市間連携による「強いエリア」「魅力あるエリア」の創造（県央姉妹都市構想の実現）
- 2 厚木の魅力創造
  - (1) 「子育て・教育で選ばれるまち」の実現
  - (2) 「福祉の充実による住みやすいまち」の実現
  - (3) 「生まれ変わる中心市街地」の実現
  - (4) 「持続可能なあつぎの農業」の実現
  - (5) 「スポーツ・文化芸術・歴史の聖地」の実現
  - (6) 「強い財政力をいかしたまち」の実現
  - (7) 「時代と市民に寄り添う行政運営」の実現
  - (8) 「道路交通の円滑化」の実現
  - (9) 「災害から命と暮らしを守り抜くまち」の実現
  - (10) 「安心して暮らせる防犯のまち」の実現

なお、予算要求に際しては、職員一人一人が地域の課題を「自分ごと」として捉え、

目まぐるしく変化する社会環境や市民ニーズを的確に把握することとする。また、事業検討会の結果を踏まえるとともに、事業の効果を明確化した実効性のある予算編成に取り組むこととする。

## (2) 財源の確保について

歳入にあっては、市税、各種保険料、使用料などの収納対策強化はもとより、国・県の補助金の積極的な活用や民間活力の導入など、全職員が自ら財源を生み出すための創意工夫を凝らし、財源確保に向けあらゆる手段を検討することとする。

また、持続可能な行財政運営の確立に向け、受益者負担の見直しだけでなく、広告料収入、市有財産の貸付け等、新たな財源の確保についても積極的に取り組むこととする。

## (3) 予算編成に当たっての留意点

予算編成に当たり、特に留意する事項は次のとおりとする。

### ア 決算分析を踏まえた見積り

前年度までの決算内容の分析、執行及び不用額の状況の検証、コストバランス、事業費には表れない人件費相当コスト等を踏まえ、真に必要とされる最小限の経費を見積もることとする。

### イ 根拠に基づく政策立案（EBPM）の推進

様々な統計データ等を活用することにより、検証可能な成果目標を設定し、事業との因果関係を明確にすることとする。

### ウ ゼロベースからの事業見直し

社会の潮流や市民ニーズの変化を的確に捉えた上で、既存事業の在り方そのものに目を向け、「選択と集中」の観点から整理、統合、廃止等を行うこととする。新規事業を検討する際には、「スクラップ・アンド・ビルト」型の予算編成に徹することとする。

### エ 委託事業の再検証

職員が担うべき事務と委託化に見合う効果をゼロベースで再検証するとともに、地方公務員定年引上げにより60歳以降も働くシニア職員の豊富な知識、技術、経験等をいかし、組織パフォーマンスを高めることで、総委託量の抑制を図るものとする。

### オ サンセットの設定

新規・拡充事業については、優先順位の検討、類似事業の見直し等により、財源の確保に努め、事業の終期（サンセット）を必ず設定することとする。

### カ 公共施設の最適化・長寿命化

施設の複合化や集約化などの適正配置を推進するとともに、優先度を判断した上で予防保全型の長寿命化改修を実施することとする。また、公共施設の更新については、イニシャルコストだけではなく、ランニングコストも含めたライフサイクル

コストでの比較検証を必ず行うほか、施設に必要となる床面積を明確にし、適正規模での更新を徹底することとする。

#### キ 公営企業会計

一般会計に依存することのない独立採算を基本として事業を計画するものとする。

### 4 予算の編成方式等

#### (1) 概算要求の状況

概算要求の集計結果では、財政推計との間に大きなかい離があることから、総合計画の第2期実施計画事業に必要な財源を確保しつつ、物価高騰の影響や社会保障経費等の増大に対応するために、概算要求時の事業内容全てを再度見直すこととする。

#### (2) 予算編成要領に基づく編成

細部については、別に示す「予算編成要領」を踏まえ、本市の財政状況を十分に認識し、予算編成を行うこととする。

#### (3) 査定方式

ア 総合計画事業及び新規事業については、「一件査定」とする。

各部等においては、再度ゼロベースで事業費の精査をした上で見積もることとする。

イ 経常経費事業及びその他事業については、一般財源の「部等別枠配分方式」による予算編成とする。

限られた財源の中で、各部等の創意工夫や主体的な判断により予算を編成することとする。

ウ 市債を活用して実施する事業については、市の将来負担に直結することから、事業区分に関わらず市債額全体の調整を行うものとする。

#### (4) 庁内横断的連携の必要性

常識的な発想や縦割り的な考え方では、現状を打破することは困難である。

社会情勢等の変化を的確に捉え、職員一人一人が様々な視点から、既存の常識にとらわれない柔軟な発想を持つとともに、庁内横断的な連携の強化により、予算編成を行うこととする。

歳入においても、所管事務の特定財源だけでなく、市全体の財源にも目を配り、庁内横断的な情報共有に努めることとする。